

青森県林地開発許可制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、林地開発許可制度の適正な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可 法第10条の2第1項に基づく許可をいう。
- (2) 申請者 許可を受けようとする者をいう。
- (3) 開発行為者 許可を受けた者をいう。
- (4) 開発行為 開発行為者が許可の範囲で森林の土地の形質を変更する行為をいう。
- (5) 開発行為に係る森林 実際の開発行為を行い土地の形質を変更する森林をいう。
- (6) 開発行為の廃止 許可を受けた開発行為を行わず、又は開発行為の完了前に開発行為の続行を取り止め、かつ当該開発行為者が再開する意思がなく、既に開発行為をした面積が政令第2条の3に定める基準以下である場合をいう。
- (7) 開発行為の中止 開発行為完了前に開発行為の実施を一時中断し、当該開発行為者が再開する意思のあるものをいう。
- (8) 開発行為の延期 開発行為の完了予定日を延期し、当該開発行為を継続する場合をいう。

(許可の申請等)

第3条 申請者は、省令に定めるもののほか、青森県林地開発許可申請書類作成基準（別記1）に基づき申請書類を作成し、知事（農林水産事務局長）に提出するものとする。

- 2 青森県における許可の基準は、法、政令および省令に定めがあるもののほか、別途定める青森県林地開発許可基準によるものとする。
- 3 許可前に、当該申請に係る開発行為の計画を中止しようとする者は、林地開発許可申請取下書（第1号様式）を知事（農林水産事務局長）に提出するものとする。
- 4 太陽光又は風力の発電設備の設置を目的とする林地開発許可の申請者は、申請に際して別記2に掲げる事項について配慮することとする。

(開発行為の着手)

第4条 開発行為者は、開発行為に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届（第2号様式）を知事（農林水産事務局長）に提出するものとする。

(標識の掲示)

第5条 開発行為者は、開発行為の期間中、許可に係る開発区域の見やすい場所に林地開発許可標識（第3号様式）を掲示するものとする。

(施行状況の報告)

第6条 開発行為者は、第16条に基づく開発行為の完了の確認を受けるまでの間、開発行為の施行状況を施行状況報告書（第4号様式）により知事（農林水産事務局長）に報告するものとする。

- 2 前項の報告は、毎年6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日現在の状況について、翌月の10日までにを行うものとする。

(開発行為の計画の変更)

第7条 次に掲げる事項について開発行為の計画を変更しようとする開発行為者は、開発行為の計画を変更する前に、林地開発変更許可申請書(第5号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出し、許可を受けるものとする。

- (1) 開発行為に係る森林面積(許可を受けていない区域を追加して開発する場合に限る。)
- (2) 残置森林及び造成森林(住宅団地造成の場合は造成緑地も含む。以下同じ。)の面積(残置森林面積の減又は残置森林と造成森林の合計面積を減ずる変更をしようとする場合に限る。ただし、自然災害等の不可抗力による場合の面積の減を除く。)
- (3) 防災施設(重要な防災施設を廃止し、又はその構造を著しく変更しようとする場合に限る。)
- (4) 開発行為の目的

2 前項に規定する事項以外の事項について開発行為の計画を変更した開発行為者は、変更後の開発行為に着手する前に林地開発行為変更届(第6号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出するものとする。

(開発行為の中止等)

第8条 開発行為を中止しようとする開発行為者は、開発行為を中止する前に、林地開発行為一時中止届(第7号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出するものとする。

2 中止した開発行為に再着手しようとする開発行為者は、開発行為に再着手する前に林地開発行為再着手届(第8号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出するものとする。

(開発行為の廃止)

第9条 開発行為を廃止しようとする開発行為者は、開発行為を廃止する前に、林地開発行為廃止届(第9号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出するものとする。

(開発行為の延期)

第10条 開発行為を延期しようとする開発行為者は、開発行為の完了予定日の前に、林地開発行為延期届(第10号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出するものとする。

(開発行為者の氏名等の変更)

第11条 開発行為を完了する前に氏名又は住所(法人にあつてはその名称又は主たる事務所の所在地)に変更があつた開発行為者は、遅滞なく、林地開発行為者住所(氏名)変更届(第11号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出するものとする。

(開発行為の承継等)

第12条 開発行為を完了する前に相続、譲渡、合併その他の事由により当該開発行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為承継届(第12号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出するものとする。

2 開発行為を完了する前に開発行為者の地位を譲渡した者は、遅滞なく、林地開発行為譲渡届(第13号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出するものとする。

(防災施設の先行設置)

第13条 開発行為者は、開発行為に当たり、主要な防災施設(仮設を含む。)の設置を先行することとし、設置が完了したときは、林地開発行為防災施設工事完了(工区完了)届(第14号様式)を知事(農林水産事務局長)に提出して確認を受けるものとする。

2 前項の「主要な防災施設」とは、えん堤、洪水調整池、沈砂池等をいう。

3 開発行為者は、前項の確認を受けた区域でなければ、他の開発行為を行うことはできない。

- 4 第1項の届出は工区ごとに提出できるものとする。ただし、確認後に開発行為を行うことができる範囲は、確認を受けた防災施設が効果を発揮できる区域とする。
- 5 暗渠等の埋設する施設については、必要に応じ、第1項の届出に先んじ、視覚できる期間中に事前確認を求めること。

(災害発生時の措置)

第14条 開発行為者は、開発行為区域内において災害が発生したときは、直ちに必要な応急措置を講じる等災害の拡大の防止を図るとともに、遅滞なく、災害発生届（第15号様式）を知事（農林水産事務所長）に提出するものとする。

(開発行為の部分完了)

第15条 次の各号全てに該当する区域については部分完了できるものとし、部分完了の確認を受けようとする開発行為者は、林地開発行為部分完了届（第16-1号様式）を知事（農林水産事務所長）に提出して確認を受けるものとする。

- (1) 林地開発申請時においてあらかじめ工区等の区域区分がなされており、部分完了確認を受けようとする部分はその工区等の区域内全部であること。
- (2) 区域内における開発行為が許可申請の内容及び許可に付した条件に従って完了していること。
- (3) 開発行為が区域内のみで完結しており、他の区域の開発継続に係る相互の影響が無いと認められること。

(開発行為の完了)

第16条 開発行為が完了した開発行為者は、遅滞なく、林地開発行為完了届（第16-2号様式）を知事（農林水産事務所長）に提出し、完了の確認を受けるものとする。

- 2 事業計画において、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置がある場合は、当該措置の効果の発揮が確認できる状態をもって開発行為の完了とする。

(書類の提出先及び提出部数)

第17条 この要綱に定める書類については、当該開発行為地を管轄する農林水産事務所長（当該農林水産事務所が複数であるときは、当該開発行為地の主たる部分を管轄する農林水産事務所）に提出するものとする。

- 2 開発行為の許可に係る申請書の提出部数は添付図書を含め、正本を1部、副本を開発行為をしようとする森林が所在する市町村の数に相当する部数とする。

ただし、次の表に該当する部数を当該申請に係る副本の提出部数に追加すること。

他法令等	必要な協議	要領第6に基づく協議を要する場合	左記以外の場合
	鉱業法（昭和25年法律第289号）と関連のある開発行為の場合又は開発許可申請に係る森林の面積が10ヘクタール以上の場合	2部	1部
	上記以外の場合	1部	追加不要

附則 この要綱は、平成13年3月26日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記1

青森県林地開発許可申請書類作成基準

1 一般的留意事項

申請書の作成に当っては、転記項目等の同一内容であるべき事項に十分留意し、申請書の整合性を確保すること。

2 各図書の作成基準

図書等	明示する事項等	様式等	作成上の留意事項等
1 林地開発許可申請書	(1) 申請者の住所・氏名 (2) 開発行為に係る森林の所在場所・土地の面積 (3) 開発行為の目的 (4) 着手・完了予定年月日 (5) 開発行為の施行体制 (6) 備考欄	第17号様式(森林法施行規則の規定による様式)	(1) 氏名は、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載すること。 (2) イ 所在場所が多い場合は、代表の所在及び地番名を記載のうえ、「ほか○大字ほか○字ほか○○筆」とし、その内訳を別葉とすること。 ロ 「開発行為に係る森林」とは、土地の形質変更の行為が行われる森林をいう。 ハ 面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数第5位以下を切捨、第4位まで記載すること。 ニ 全体計画の一部について許可の申請をする場合は、全体計画面積を()書きで上段に、当該許可申請に係る面積を裸書きで下段に併記すること。 (3) 「目的」は、例えば、住宅用地の造成、農用地の造成工事等と記載すること。 (4) 着手、完了の予定年月日は、申請書の審査、現地調査等に要する日数を考慮のうえ記載すること。 許可後直ちに着手する場合の着手予定は「許可の日から」とすること。 完了予定が年月日で記入し難い場合は、「許可の日から○年」等と記入すること。 (5) 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載する。 (6) 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
2 申請書添付書類一覧表		第18号様式	イ 添付の指定のある図書を確認し、添付状況欄、付属書類の内容欄に必要事項を記入する。 ロ 添付書類を一覧表の順番にそろえ、各書類には、一覧表に対応した番号を記入した見出しを付けること。(添付不要の書類は欠番とする。) ハ 全書類を1冊に綴るのが困難な場合は、図書33、または35以降を分冊とし、一覧表の備考欄に分冊番号を記載すること。
3 位置図	開発区域	縮尺5万分の1以上の図面とすること	「開発区域」とは、農地、宅地等を含む全体の区域を言い、当該区域を赤で縁取りすること。
4 区域図	(1) 方位 (2) 開発区域 (3) 開発行為をしようとする森林 (4) 開発行為に係る森林の区域 (5) 県郡市町村界 (6) 大字、字界及び地番 (7) 森林以外の土地 (8) 将来計画の区域	縮尺5千分の1以上の図面とすること	(1) 図面の縮尺及び方位を記載すること。 (2) 「開発区域」は、位置図と同様に記載すること。 (3) イ 「開発行為をしようとする森林」とは、開発行為に係る森林及び当該土地に介在し、若しくは隣接し、残置する森林(開発行為をしようとする森林の区域内で開発行為に係る森林以外の区域)をいう。 ロ 残置する森林の区域は、緑色で着色すること。 (4) 「開発行為に係る森林の区域」は、黄色で着色すること。 (5) 行政区域界は、当該開発区域に必要な範囲内で明示すること。 (6) 地番界及び地番は、隣接地についても入れ、地番はアラビア数字で記載すること。 (7) 開発区域内に森林以外の土地がある場合は 農地 ……茶色 宅地 ……桃色 水路 ……水色 道路 ……こげ茶色等で着色すること。 (8) 将来の計画区域を青色で縁取りすること。

図書等	明示する事項等	様式等	作成上の留意事項等
○ 計画書			
5 林地開発事業計画書	<p>(1) 開発行為に係る事業又は施設の名称</p> <p>(2) 面積</p> <p>(3) 残置する森林の率</p> <p>(4) 残置及び造成する森林の率</p> <p>(5) 残置及び造成する森林、緑地の率</p> <p>(6) 当該森林を選定した理由</p> <p>(7) 開発行為をしようとする森林の現況等</p> <p>(8) 開発工事設計者</p> <p>(9) 開発工事施工者</p>	第19号様式	<p>(1) ○○宅地造成事業、○○岩石採取事業等と記載すること。</p> <p>(2) イ 面積は実測とし、項目別に記載すること。 ロ 面積の単位はヘクタールとし、小数第5位以下を切捨、第4位まで記載すること。 ハ 面積については、必要最小限であることの根拠を説明すること。</p> <p>(3) <u>残置する森林</u> 開発行為をしようとする森林で計算した数字を記載すること。</p> <p>(4) <u>残置する森林+造成する森林</u> 開発行為をしようとする森林で計算した数字を記載すること。</p> <p>(5) <u>残置する森林+造成する森林+造成する緑地</u> 開発行為をしようとする森林で計算した数字を記載すること。</p> <p>(6) 理由を具体的に記載すること。 例えば イ 隣接地は既に宅地として開発されている。 ロ 傾斜が緩く造成が容易である。 ハ 道路に近接しており、また環境等も宅地に適している。 ニ 申請者の所有地である。</p> <p>(7) 地質……代表的なものを記載すること。 土壌…… “ ” 傾斜……平均傾斜 “ ” 標高……最低標高～最高標高 “ ” 成育状況 林齢……最低林齢～最高林齢 平均林齢</p> <p>(8) 会社（支店）名、連絡者名、電話番号を記載すること。</p> <p>(9) 上記(8)に同じ。</p>
6 附属明細書	<p>(1) 森林の所在場所等</p> <p>(2) 土地所有者の氏名又は名称</p>	第20号様式	<p>(1) 開発行為をしようとする森林について、筆ごとに記載すること。</p> <p>(2) 「土地所有者」とは、登記簿上の所有者となる。</p>
7 開発行為をしようとする森林の権利関係	(1) (事業実施者の)土地を使用する権利	第21号様式	<p>(1) 開発行為をしようとする森林についての権利関係を地番1筆ごとに記載すること。 イ 所有権……登記簿上で申請者の名義になっているもの。 ロ 所有権以外の権利……抵当権、地上権、賃借権等登記簿上の権利が認定されている場合には、その権利名、権利者名、状況(抹消同意済、交渉中)等を記載すること。 ハ その他……売買契約済、賃貸承諾済等を記載すること。</p>
8 開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画の概要	<p>(1) 全体計画の概要</p> <p>(2) 期別計画の概要</p>	第22号様式	<p>(2) 全体計画に対する位置づけ等を記載すること。 特に、部分完了を予定する場合は、区域区分のうえ必ず記載すること。</p>

図書等	明示する事項等	様式等	作成上の留意事項等
9 流域現況図	(1) 流域の地形 (2) 土地利用の実態 (3) 河川の状況		
10 利用計画図	(1) 切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置 (2) 法面の位置 (3) 施設又は工作物の種類毎の位置 (4) 残置森林等の区域		(1) 森林と森林以外とを明示し、地番界をも表示する。等高線入り図面に切盛土部分の縦横断図面の計画線を記載し、切土部分を赤色、盛土部分を黄色で表示する。 (3) 施設又は構造物を設置する場合は、計画図中に位置を記入するとともに、外形寸法を把握出来る図面、施設又は構造物の概要に関する資料を添付し、第18号様式の付属書類の内容等欄に図面名・資料名を記入すること。
11 法面の断面図	(1) 法面の高さ、勾配、土質 (2) 施行前の地盤高及び法面保護の方法を示す図面 (3) 切土、盛土又は捨土の工法及び土質		(3) 残土又は捨土が生じるときは、その処理方法を明らかにし、土捨場の位置図、平面図、断面図を添付して該当区域からの土砂流出等保全上の支障がない理由を防災等施設計画書において明らかにすること。
12 防災施設の設計図及び維持管理計画	(1) 擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池及び仮設の施設等の構造を示す図面 (2) (1)の設計根拠 (3) 防災施設の維持管理計画		(1) 仮設の防災施設を設置する場合は、その図面も含む。 (2) 仮設の防災施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。 (3) 開発期間中及び開発完了後の維持管理方法について記載すること（土砂の撤去や豪雨時の巡視等）。
13 緑化計画書	(1) 残置する森林の管理・保育等計画 (2) 造成する森林及び緑地の造成方法管理、保育等計画		
14 残置森林等に関する市町村長との協定書又は知事への誓約書	(1) 残置森林等の管理に関する協定書（誓約書）	第23号様式	(1) 開発完了後も、残置し又は造成する森林又は緑地について適正な維持管理が行われることを明らかにするため、申請者と関係市町村長との協定を締結し、その写しを添付すること。 ただし、協定の締結を拒否された場合は、その理由及び市町村の指導内容等についての顛末書を添付した知事への誓約書を提出すること。
15 一時利用計画の概要	(1) 利用計画 (2) 利用計画の期間 (3) 利用後の現状回復方法		(1) 「一時利用」とは、砂利採取、材料置場、進入道路等の一時的な利用行為をいう。
16 実施工程表	工種毎の具体的な実施工程	第24号様式	イ 工事の着手から完了に至るまでの全体の期間について、工種ごとに図表を用いて作成すること。 ロ 当該箇所全体の計画と本設計との関連を記載し、主要工作物については、その必要とする理由、施行の順序等を簡明に記載すること。 ハ 仮設の防災施設を設置する場合は、その内容も記述すること。

図書等	明示する事項等	様式等	作成上の留意事項等
17 資金計画書	(1) 開発行為に要する資金の額 (2) 開発行為に要する資金の調達方法	第25号様式	(2) 自己資金、借入金等にあつては、それを証明する書類（預金残高証明書、融資証明書等）を添付すること。 申請時までに金融機関の融資証明等の提出が困難である場合には、金融機関等が融資等を検討していることが分かる書面（関心表明書等）を添付すること。 その際は、開発行為の着手時までに出資や融資等の状況を証する書類を提出すること。 また、処分収入を見込む場合は、その根拠を記載すること。
18 事業等に要する経費の項目ごとの内訳表	項目ごとの員数、単価、金額	第26号様式	防災施設設置に要する経費についても明記すること。
19 現況図	(1) 方位 (2) 区域図 (3) 地形 (4) 林況 (5) 開発区域内及び周辺の人家又は公共施設の状況		(2) 位置図と同様に記載すること。 (3) 標高差が明確に判断できるよう、等高線を入れて示すこと。 (4) 人工林……緑色 天然林……だいだい色 に着色し、樹種、林齢を記入すること。 (5) 「周辺」とは、開発により直接影響（防災、水資源確保、環境保全等に関係するもの）をおよぼす区域とする。
○ 開発行為に係る同意書			
20 環境の保全に関する市町村長との協定書	環境保全に関する協定書		開発行為に係る事業の実施に関連して、地域の環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係市町村長と環境の保全に関する協定を締結し、その写しを添付すること。 なお、別記2の1に基づき、申請の前に地域住民等に対する説明会の開催等地域住民の理解を得るための取組を実施し、そのことを第28号様式で関係市町村に報告したときは、その報告書の写しを添付すること。
21 開発区域周辺住民の同意書等			開発区域隣接者、周辺住民の当該開発行為に対する同意書等（写）を必要に応じて添付すること。
22 公共施設管理者等の同意又は協定書等			開発区域内外の公共施設と関連する水路、雨水、汚水等を放流する場合、新設道路は既設道路に接続する場合、又は水源から取水する場合等には、その権利者からの同意書等（写）を添付すること。
23 河川等管理者の同意書			青森県林地開発許可基準に基づく確率降雨強度のピーク流量を安全に流下させることができない地点がある場合、当該地点の河川等の管理者への協議書及び回答書（同意書）の写しを添付すること。
24 他法令の許認可等の処分に係る申請の状況を記載した書類			他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）を添付すること。

図 書 等	明示する事項等	様 式 等	作 成 上 の 留 意 事 項 等
○ 開発行為をしようとする森林の権利関係の書類等			
25 土地売買契約書			開発行為をしようとする土地の土地売買契約書（写）を添付すること。
26 賃貸借契約書			開発行為をしようとする土地の賃貸借契約書（写）を添付すること。 なお、別記2の1に基づき、申請の前に地域住民等に対する説明会の開催等地域住民の理解を得るための取組を実施し、そのことを第28号様式で関係市町村に報告したときは、その報告書の写しを添付すること。
27 所有権者の同意書	申請日以前30日以内のもの		
28 所有権者以外の権利者の同意書	申請日以前30日以内のもの		イ 所有権者以外の権利とは「地上権、地役権、賃貸権、抵当権」等をいう。 ロ 権利者からの当該開発に対する施行同意書、権利の抹消同意書等を添付すること。
29 申請者の信用及び防災措置を講ずるために必要な能力を証する書類			添付する書類は次によること。 ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加・省略し、又は他の書類により申請者の信用及び防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には、当該書類の添付をもって代替できるものとする。 イ 申請者の「信用」を証する書類 ○法人の場合 (1) 登記簿謄本、取締役会議事録の写し (2) 法人の信用について確認できる資料（貸借対照表、損益計算書等、納税証明書、事業経歴書等） (3) 法人の登記事項証明書 (4) 定款（法人の場合） ○任意団体等の場合 規約等 ○個人の場合 住民票等 ロ 「防災措置を講ずるために必要な能力」を証する書類（林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関するもの） (1) 建設業法許可書（土木工事業） (2) 事業経歴書 (3) 預金残高証明書 (4) 納税証明書 (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等） (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合はその対応状況を含む。） (7) 申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合は、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類及び着手前までに正規の確認書類を提出することについての確約書
30 印鑑登録証明書			
31 誓 約 書		第27号様式	
32 写 真			イ 開発区域が明らかに把握できる写真 ロ 防災施設の設置の箇所

図 書 等	明示する事項等	様 式 等	作 成 上 の 留 意 事 項 等
○ 開発行為地の登記内容関係の書類等			
33 地 籍 図			区域及び付近の地籍図（公図の写）開発区域を朱線で囲むこと。
34 土地登記簿謄本	申請日以前3ヶ月以内のもの		開発行為をしようとする土地の登記簿謄本（写）を添付すること。
35 その他の図書			イ 開発行為の概要を把握するために、上記以外の図書が必要な場合は、申請書提出先の農林水産事務所と打合せのうえ書類を選定し添付すること。 ロ 添付書類がある場合は、内容についての一覧表を添付すること。

別記2

太陽光又は風力の発電設備の設置を目的とする
開発行為における配慮事項

1 太陽光又は風力の発電設備の設置を目的とする開発行為に係る配慮事項

太陽光又は風力（以下「太陽光等」という。）の発電設備の設置を目的とする林地開発許可の申請者は、申請に際し次に掲げる事項について配慮することとする。

（1）住民説明会の実施等について

太陽光等発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、申請者は、林地開発許可の申請の前に地域住民等に対する説明会の開催等地域住民等の理解を得るための取組を実施すること。

なお、「地域住民等」の範囲については、「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例施行規則」（令和7年4月青森県規則第36号）第3条第1号に規定する「周辺地域の住民等」を目安とする。

（2）住民説明会等の結果の取扱いについて

（1）に基づき地域住民等への説明会等を実施したときは、「環境の保全に関する市町村長との協定書」を締結する前に、第28号様式により「地域住民等の理解を得るための取組に係る結果報告書」を作成し、関係市町村に提出するとともに、林地開発許可申請書に添付する上記協定書に当該報告書の写しを添付すること。

2 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為を対象とする配慮事項

太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発許可の申請者は、次に掲げる事項について配慮することとする。

（1）太陽光発電事業終了後の措置について

林地開発許可を受けて行う太陽光発電事業の終了後の土地利用の計画があり、開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むこと。

（2）景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にする事とする。

林地開発許可申請取下書

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（名称及び代表者氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により 年 月 日付けで申請した下記の林地開発許可申請書は都合により取下げます。

記

- 1 開発行為に係る 市 町 大字 字 番地
森林の所在場所 郡 村
- 2 開発行為に係る
森林の土地の面積 h a

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為着手届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

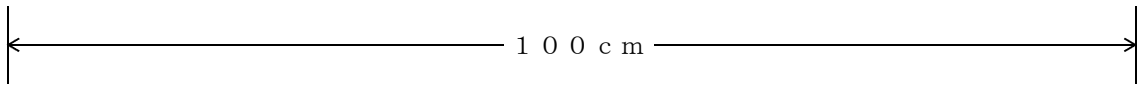
住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に次のとおり着手したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
着手年月日	年 月 日
備 考	

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。



林地開発許可標識	
許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
開発行為の目的	
住所 開発行為者 氏名 (名称・代表者氏名)	TEL
住所 工事施工者 氏名 (名称・代表者氏名)	TEL
住所 現場管理者 氏名	TEL
開発行為の区域の略図	
(注) 現在位置・周辺の道路等を含めた略図とする。	



施行状況報告書

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の 年 月 日現在の施行状況を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号		年	月	日	指令第	号
設 計		出 来 高			進 捗 率 %	
工 種	数 量	工 種	数 量			

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発変更許可申請書

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので申請します。

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 指令第 号
- 2 変更理由
- 3 変更内容

項 目	現 行	変 更	備 考

- 4 完了予定年月日 年 月 日

（注）当該変更に係る計画書及び図面等必要な書類を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為変更届

年 月 日

青 森 県 知 事
(農 林 水 産 事 務 所 長) 殿

住 所

氏 名
(名 称 及 び 代 表 者 氏 名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので届け出ます。

1 許可年月日及び番号 年 月 日 指令第 号

2 変更理由

3 変更内容

項 目	現 行	変 更	備 考

4 完了予定年月日 年 月 日

- (注) 1 計画の変更により開発行為に係る区域が縮小する場合には、当該所在場所及び面積を記載し、位置図及び区域図を添付すること。
2 当該変更に係る計画書及び図面並びにその他必要な書類を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為一時中止届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり一時中止したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
一時中止年月日	年 月 日
一時中止の理由	
一時中止後の措置	
再着手予定年月日	年 月 日

（注）一時中止後の措置については、その計画書及び図面を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為再着手届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受け一時中止した林地開発行為について次のとおり再着手したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
一時中止年月日	年 月 日
再着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

（注）再着手後の工程について、実施工程表（第24号様式）を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為廃止届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり廃止したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後の措置	

（注）廃止後の措置については、その計画書及び図面を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為延期届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり延期したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
延期後の完了予定年月日	年 月 日
延期の理由	

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為者住所（氏名）変更届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

年 月 日 付 指 令 第 号 で 林 地 開 発 行 為 の 許 可 を 受 け ま し た が、 次 の と お り 住 所
（ 氏 名 ・ 名 称 ・ 代 表 者 氏 名 ） に 変 更 が 生 じ た の で 届 け 出 ます。

新住所（氏名） （法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地）	
旧住所（氏名）	
そ の 他	

（注）変更を証明できる書類を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

林地開発行為承継届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた者の地位を下記のとおり承継したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
旧開発行為者の住所・氏名	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	
備 考	

- (注) 1 開発行為に係る事業の譲渡があり、又は開発事業者について相続若しくは合併があったことを証明する書類を添付すること。
2 開発行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書類を添付すること。
3 事業区域内の土地について、土地所有者の同意書等、土地を使用する権利を明らかにする書類を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為譲渡届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る許可の権利を次のとおり譲渡したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為に係る森林の土地の面積	
譲受人の住所・氏名	
譲渡年月日	年 月 日
譲渡の理由	
備考	

(注) 1 開発行為に係る権利の譲渡があったことを証明する書類を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為防災施設工事完了（工区完了）届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（名称及び代表者氏名）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり防災施設の工事を完了（工区完了）したので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 指 令 番 号	年 月 日 指 令 第 号
開発行為に係る森林の 所在場所及び工区	
完 了 年 月 日	
防 災 施 設 の 内 容	

注意事項

- 1 本届出書は、防災施設工事の完了又は工区完了したとき提出するものとし、完了が複数の工区に渡る場合は、完了年月日及び防災施設の内容は工区毎に記載すること。
- 2 防災施設の内容には、完了した防災施設の延長・規模等を記載すること。
- 3 出来高図及び完成写真を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

災 害 発 生 届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
災害発生年月日	年 月 日（～ 月 日）
災害発生区域	
被災状況	
復旧の方法	
復旧完了予定年月日	年 月 日

- (注) 1 被災状況は、図面及び写真で明示すること。
2 復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為部分完了届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為が次のとおり部分完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年	月	日	指令第	号
開発行為の目的					
開発行為に係る森林の所在場所					
面積		許可済みの開発行為	部分完了した区域面積	部分完了後の開発行為	
	事業区域	h a	h a	h a	
	開発行為をしようとする森林	h a	h a	h a	
	開発行為に係る森林	h a	h a	h a	
部分完了年月日	年	月	日		
備考					

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発行為完了届

年 月 日

青 森 県 知 事
（ 農 林 水 産 事 務 所 長 ） 殿

住 所

氏 名
（ 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 ）

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の所在場所	
完了年月日	
備 考	

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発許可申請書

年 月 日

青 森 県 知 事 殿
(農 林 水 産 事 務 所 長)

申 請 者
住 所
氏 名

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手 予定年月日	年 月 日 (許 可 の 日 か ら)
開発行為の完了 予定年月日	年 月 日 (許 可 の 日 か ら 年)
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

(注意) (1) 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

(2) 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

(3) 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれを代えることができる。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

申請書添付書類一覧表

番号	図書等	様式等	添付状況	付属書類の内容等	備考
1	林地開発許可申請書	第17号様式	○		
2	申請書添付書類一覧表	第18号様式	○		
3	位置図	縮尺5万分の1以上	○		
4	区域図	縮尺5千分の1以上	○		
5	林地開発事業計画書	第19号様式	○		
6	附属明細書	第20号様式	○		
7	開発行為をしようとする森林の権利関係	第21号様式	○		
8	開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画の概要	第22号様式	○		
9	流域現況図		○		
10	利用計画図		○		
11	法面の断面図		添付・不要		
12	防災施設の設計図及び維持管理計画		添付・不要		
13	緑化計画書		○		
14	残置森林等に関する協定書	第23号様式	いずれかを添付		
	〃 誓約書				
15	一時利用計画		添付・不要		
16	実施工程表	第24号様式	○		
17	資金計画書	第25号様式	○	残高証明書・融資証明書	
18	事業等に要する経費の項目ごとの内訳表	第26号様式	○		
19	現況図		○		
20	環境の保全に関する市町村長との協定書		添付・不要	市町村に第28号様式の報告書を提出したときはその写しを添付	
21	開発区域周辺住民の同意書等		添付・不要		
22	公共施設管理者等の同意又は協定書等		添付・不要		
23	河川等管理者の同意書		添付・不要		
24	他法令の許認可等の処分に係る申請の状況を記載した書類		添付・不要		
25	土地売買契約書		添付・不要		
26	賃貸借契約書		添付・不要		
27	所有権者の同意書		添付・不要		
28	所有権者以外の権利者の同意書		添付・不要		
29	申請者の信用及び防災措置を講ずるために必要な能力を証する書類	第17号様式関係	添付・不要		
30	印鑑登録証明書		○		
31	誓約書	第27号様式	○		
32	写真		○		
33	地籍図		○		
34	土地登記簿謄本		○		
35	その他の図書		添付・不要		

(注) 1 添付状況欄に「○」が記入されているものは必ず添付すること。

2 それ以外の書類は、「添付」「不要」のいずれかを記入すること。

3 その他の図書は、図書等欄に名称を記入し、付属する書類の内容欄に「○○設計書」「○○図」等付属書類内容を記入すること。

4 申請書が複数の簿冊となる場合は、備考欄に分冊名（第○分冊等）を記入すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

林地開発事業計画書

開発行為に係る事業又は施設の名称					
面積 (ha)	事業区域		A (B+森林以外)	ha	
	開発行為をしようとする森林		B (C+G)	ha	
	開発行為に係る森林		C (D+E+F)	ha	
	転用する面積		D	ha	
	造成する緑地		E	ha	
	造成する森林		F	ha	
	残置する森林 (うち15年生を超えるもの)		G (G')	(ha ha)
残置森林の率		$(\frac{G'}{B}) \times 100 =$		%	
残置及び造成する森林の率		$(\frac{F+G}{B}) \times 100 =$		%	
残置及び造成する森林・緑地の率		$(\frac{E+F+G}{B}) \times 100 =$		%	
当該森林を選定した理由					
開発行為をしようとする森林の現況等	地況	地質		傾斜	
		土壌		標高	
	林況	樹種		生育状況	
		林令	～ 年、平均 年		
その他参考事項					
開発工事設計者				TEL ()	
申請者				TEL ()	

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 属 明 細 書

森林の所在場所等					事業 区域 面積	開発行為 をしよう とする森 林面積	左の面積の内訳						残置及び 造成する 森林・緑 地の率	土地の登 記済の権 利の種類 及び氏名	左の権利 の取得の 状況	備 考	
(郡) 市	(村) 町	大字	字	地番			転用する面積			残置及び造成する森林緑地面積							
							開発行為に係る森林面積			残置森林 (緑地)	計	計					
							〇〇	〇〇	計								造成森林 (緑地)
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
計																	

(記載上の注意事項)

- 1 森林の所在場所は、土地登記簿謄本を参照し、正確に記載すること。(農地、宅地、原野等を含む。)
- 2 ①については、地番1筆の面積のうち、事業に供する面積を記載する。(農地、宅地、原野等を含む。)
- 3 ②の面積は、事業区域面積のうち、森林法第5条にいう森林の面積である。
- 4 ③～⑥の開発行為に係る森林の面積とは、実際に土地の形質の変更等をする面積である。
③と④の欄については、転用目的毎に細分(農地、道路等)して面積を記載する。
- 5 ⑨の率は②の面積に対する⑧の面積を百分率で小数点以下2位まで表示する。
- 6 ⑩について、所有権、賃貸等に分類して記載する。
- 7 ⑪については、それを証する書類を添付する。
- 8 全体計画と期別計画に分けて記載する。
- 9 1筆の土地の場合でも記載する。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

開発行為をしようとする森林の権利の関係

森林の所在場所	土地所有者の氏名 又は名称及び住所	土 地 を 使 用 す る 権 利		
		所 有 者 権	所 有 権 以 外 の 利	そ の 他
		(記 載 例) 年 月 日 取 得		

※用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

開発行為に係る事業の全体計画の概要
及び期別計画の概要

当該事業に係る開発は、 年より 年までの 年間で完了し、各年度の計画
は次のとおりです。

年 次	開 発 面 積	備 考
計		

※用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

残置森林等の管理に関する誓約書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
氏 名

次の残置森林等について下記のとおり維持管理することを誓約します。

開発行為に係る森林の所在地場所

開発行為をしようとする区域および面積

別図のとおり

残置森林等の区域および面積

別図のとおり

主たる防災施設の位置および規模

別図のとおり

記

(残置森林の保存)

- 1 残置森林等は、他の目的には一切転用いたしません。

(地域森林計画の遵守)

- 2 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

(造林の実施)

- 3 残置森林等のうち、補植または改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

(保育の実施)

- 4 残置森林等のうち、造成した森林または緑地については、活着するまでの間散水等の措置を構じます。その他下刈、つる切り、除伐、間伐および施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業を行います。

(立木の伐採)

- 5 残置森林等の立木を伐採する場合は、伐採の理由、伐採箇所、伐採面積をあらかじめ知事に届け出て、その承認を受けます。

(維持管理計画書)

- 6 開発行為完了時に残置森林等の維持管理計画書を作成し知事に提出します。なお、計画に変更が生じた場合は、その都度、変更計画書を提出します。

(主たる防災施設の維持管理)

- 7 防災施設については、常にその機能が十分発揮出来るよう善良な維持管理をします。

(誓約事項の承継)

- 8 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

注1 残置森林等に関する図面は、5,000分の1程度の図面とし、森林、緑地および主たる防災施設の区分をすること。

2 5の届出には5,000分の1の図面を添付すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

実 施 工 程 表

工 程	規 模	構 造	工 程						備 考
			年			年			
			月	月	月	月	月	月	

※用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

資 金 計 画

事業等に要する資金
の総額及び調達方法

資 金 総 額	調 達 方 法		
	種類及び名称	金 額	備 考
(千円)	自 己 資 金	(千円)	
	借 入 金		
	〇〇事業補助金		
	販 売 代 金		
	銀 行 融 資		

※用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

事業等に要する経費の項目ごとの内訳表

項 目			員 数	単 価	金 額	備 考
大 項 目	中 項 目	小 項 目				
(記載例)			m ²	(m ² 当り) 円	円	
	整 地 工	切 盛 土 土				
総事業費						
計						

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

誓 約 書

年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名

私は、下記において、 造成工事を施行するに当たり、別添設計書のとおり施行することは勿論、保全施設については優先して施行し、工事中隣接地等に被害を与えた場合は、補償及び復旧することを誓約します。

記

市 町 大字 字 番地 号
郡 村

地域住民等の理解を得るための 取組に係る結果報告書

年 月 日

市町村長 殿

住 所

氏 名

（名称及び代表者氏名）

私が行う当該開発行為について地域住民等に対する説明会の開催等地域住民等の理解を得るための取組を行ったところ、その概要は以下のとおりだったので報告します。

説明の方法	
説明の対象	
説明実施年月日	
説明事項	（別添資料のとおり）
地域住民等の意見又は要望等	
地域住民等の意見又は要望等に対する見解及び対応方針	
その他特記事項	

※用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。